

環境影響評価審査会 兵庫県環境影響評価制度のあり方検討部会（第4回）会議録

- 1 日時：平成24年12月4日（火）15:00～17:35
- 2 場所：ひょうご女性交流館301号室
- 3 議題：
 - (1) 兵庫県の環境影響評価制度のあり方に係る検討について
 - 事業の早期段階における計画段階環境配慮書手続の創設
 - インターネット公表の義務化
 - 事後監視調査の実施と結果の公表
 - 概要書段階での説明会の開催
 - 要約書の作成について
 - (2) 兵庫県における環境影響評価制度のあり方について（案）
 - (3) 今後のスケジュール
- 4 出席委員：山下委員（部会長）、小谷委員、西村委員、花田委員
- 5 兵庫県：環境管理局長
 - 環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員2名
 - 自然環境課、水大気課、環境整備課
- 6 配付資料
 - 資料1 第3回部会での主な意見
 - 資料2 兵庫県の「環境影響評価制度のあり方」に係る検討について
 - 別紙1 配慮書手続を義務化する業種・規模の検討について
 - 別紙1-1 法及び条例対象事業の比較
 - 別紙2 改正法配慮書手続、条例配慮書手続（案）
 - 別紙3-1 公表に関する手続等について
 - 別紙3-2 近畿府県市におけるインターネット公表について
 - 資料3 兵庫県における環境影響評価制度のあり方について（案）
 - 資料4 今後のスケジュール
- 7 議事概要
 - （資料1について事務局から説明）

（委員）検討の段階がはっきりしないとはどういうことか。
（事務局）民間では、事業を手がける際に公表されるので、検討している段階を捉えにくいということ。
 - （資料2及び別紙1～2について事務局から説明）

（委員）配慮書手続をするものとしめないものと区別するとなると、いい基準が考えられないし、別紙1-1のように条例対象自体がそれなりの業種・規模なので、条例でアセスをするしないを分けて、さらに配慮書手続をするしない

を分けるべきかどうか。

とりまとめ案として、条例対象すべて配慮書手続を行うというものであるが、いかがか。

(委員) 条例の規模要件はかなり大きいものだが、どこの自治体もだいたい同じか。

(事務局) だいたい同じだと考えている。神戸市は県の規模より小さいものを生物多様性の観点から第2類事業と規定しており、判定基準に合えばアセスをしなくてよいとしている。

(委員) この際、県も条例対象規模を見直せばよいのかもしれないが、今回は見直さないということではいいか。後日でよいので他自治体の条例対象規模と業種を比較した資料がほしい。手続は、国の手続と比べると短い30日で大丈夫か。住民はともかく行政は大変ではないか。

(事務局) 確かに厳しいが、国も、住民は30日、知事は市町長の意見をとりまとめるので30日ずつとなっているので、並行すれば30日で足りると考える。

(委員) 30日はつらいと思う。

(委員) 法では意見聴取に努めるとなっているが聴かなくてもよいのか。

(事務局) 望ましいのは意見を踏まえることだが、努力規定である。法では配慮書案または配慮書について聴取するよう努めることになっている。また、主務大臣と環境大臣の意見提出のため90日かかっている。

(委員) 実際には聴取するのが原則で、しないのは難しいと思う。ただ、法の場合は知事・市町・住民は努めることで、大臣の意見が義務づけられており、これにあたるのが知事意見なので必須としか言いようがない。

案では県と市町が並行するとなっているがこれでよいのか。

(委員) 相反する意見が出たらどうなるのか。

(事務局) 計画段階なので、たとえばA案、B案、ゼロオプション、それぞれの部分に影響が出るかという情報収集が主な目的である。A案かB案か別のC案かを事業者が考えるための手続なので、市町の意見を踏まえるよりは県が持つ情報を提供するほうがよいと考えている。

(委員) 複数案が出てきた際の優劣はかなりつめないといけなないので30日は短いし、県と市町でそれなりにすり合わせが必要ではないか。

(事務局) 今は、住民、市町、事業者の意見を踏まえた知事意見なので最低でも90日かかる。それを全ての事業に課すのかという問題がある。

(委員) 30日はあっという間だ。間をとって60日とするとか、余裕がないとつらいのではないか。

(事務局) 審査会としての意見形成だと中途半端では難しい。審査会を開いて部会を設置するのでは60日でも難しい。

(委員): 市町長意見はどのように形成されるのか。

(事務局) 審査会を設けている場合と、担当から上がってきて決める場合がある。難しい事業ほど収束が難しいので、前段階なのでそれぞれ意見を言って次

の計画づくりに活かさないと動かない。法は県境を越える場合もある。案の段階で審査会にかけるのはどうか。

(委員)ここでは環境だけ議論するというのが建前ではないか。そうでないと大変なことになる。

(事務局)前段階なので並行してそれぞれが意見を言ったほうが良いと考えている。

(委員)30日は短いのでゆとりを持たせたほうが良いのではないか。

県と市町がそれぞれ事業者に意見を提出するのが良いのかどうか。

概要書以降の手続を考えると、部会でも良いので審査会がからむことが必要だと考える。

(事務局)配慮書の観点は、位置や規模で、第2回で過去の配慮の例を示したが、たとえば飛行場の滑走路を海側にするか山側にするか、という意味で、その施設の構造や位置がどのように影響するかという事業者が解らないような住民からの情報を伝えるというのがあるので、審査会からの意見形成はいらなないと思う。

(委員)複数案の検討はこの段階だけなので、複数案をめぐっての議論はある程度ここですませておかないといけない。場合によっては優劣に踏み込むような意見を求められることはないのか。

(委員)別紙2で、市町と住民の間で相互の意見交換がないのなら、点線でなく実線ではないか。そうすると、3つの意見が並行で下りてきて集約して公表するということが。

(委員)あくまでも事業者が複数案を比較検討して、県・市町・住民から意見をもらって、それを踏まえて事業計画を具体化していくという事業者が主体の手続ということになっている。

(委員):事業者が主体ということは県は手続に関わらないということか。

(事務局)複数案のどれが良いか回答すると60日や90日でも足りないので、審査会としてA案かB案かC案かをまとめるのか、並行で意見を聴いてこのような意見があると知事が伝えるのが良いか。判断するのはもっといろいろなデータが要ようになる。全てについてベーシックな部分だけやるというのが事務局の意見。

(委員)それぞれが個別に意見を言うということか。

(委員)本来は配慮書をつくる段階に意見を形成するのがよいのでは。そうすると日もかかるし法より大変なことになる。

(委員)意見が上がった時点で公表するなら手続が止まることはないということか。

(事務局)許認可ではないので、A案とB案があってB案でないとだめということはない。

(委員)意見の社会的意義、事実上の影響だと思う。90日はけっこう余裕があるので、30日と聞くと大丈夫かと思う。

(事務局)審査会の最終答申をもらうのなら難しい。

- (委員) 審査会の意見をまとめないということか。
- (事務局) 意見をまとめると90日でも難しい。審査会を開いて部会を開くとなると今でも2ヶ月分の日程をきいて半数集まるかどうか。
- (委員) 意見をまとめるのか、あれこれ意見をいただくことにするか。
- (事務局) みなさんに色々聴いて、県として意見をまとめるというようにしないと60日でも難しい。
- (委員) 部会にするか、意見を聴く場合と聴かない場合というようにオプションにするか、もっと機動的に考えないといけないと思う。
- (委員) 審査会意見を聴くことができるとしてはどうか。
- (委員) とりあえず別紙2の案で基本的にはよいとして、期間と審査会の関わり方、県と市町の意見の関係の3つについて気になると部会から意見があったということにして、総会で意見をいただくことにする。
- (事務局) 事前に委員に説明しておく。
- (委員) 知事意見形成にあたって部会の意見を聴くというのがよいのでは。
- (事務局) 会長が部会の委員を指名して開いていただく。
- (委員) 総会で議論するということになると、手続が繁雑になる。
- (委員) 審査会が知事意見に関わるか関わらないかということは、関わるとして、別紙2は今ままでよいとする。

(資料2と別紙3-1、別紙3-2について事務局から説明(インターネット公表))

- (委員) 事後監視調査は供用開始から3年ではないのか。5年か。
- (事務局) 調査そのものは3年させるが、結果が出るのが翌年なので、それから1年公表としているので、延べ5年。
- (委員) 紙の縦覧は誰がするのか。
- (事務局) 事業者。法に合わせる。意見提出先は県。
- (委員) 県は縦覧しないのか。
- (事務局) 場所が県になることはある。主体は事業者。今は県が受け取って公報に載せている。事業者が新聞に載せるのは、意見を下さいということだった。
- (委員) 県が主体の手続はやめるということで、県は意見をもらうだけで、縦覧は事業者が行うのか。
- (委員) 紙の縦覧場所は県か。
- (事務局) 法手続では事業者の事務所か、県の施設か、市町の施設か、事業者が選択する。
- (委員) 今までは紙の縦覧は事業者の場所だったのか。
- (事務局) 現実的には工事現場に事務所はないので公民館とかになっていた。
- (委員) 県に意見を出せると誰がアナウンスするのか。
- (事務局) 事業者。
- (委員) それはおかしくないか。

- (委員) 現行の紙の縦覧は県のままでインターネットが増えるだけだと思っていたが、県はリンクを貼るだけになって、意見は事業者へ出すのか。
- (委員) 公報はどういうことを載せていたか。
- (事務局) 縦覧場所、期間、意見提出場所。
- (委員) 県が意見をくださいと公表していたのでは。今度は事業者でなく県に意見を出すというのは手続としてよいのか。
- (事務局) 法では事業者が意見をまとめて県へ提出する。
- (委員) 法は事業者が主体だからそれでいい。県として県へ意見をくださいと言わずに意見をもらうのか。
- (事務局) 事業者が提出先は県だとアナウンスする。
- (委員) 紙の縦覧場所は事業者の場所が原則で、実際は不可能なので関係する地元の施設になり、県の施設がないこともあるか。
- (事務局) それで充分であればあり得る。
- (委員) 今は事業者が縦覧しているのか。
- (事務局) 県。
- (委員) 今度は紙の縦覧場所も事業者が決めるのか。
- (事務局) そのとおり。法と同じになる。
条例で県庁におかないといけないと決めるとか。
- (委員) インターネット公表の義務化は異論なしとする。期間は縦覧期間として、事業終了まで努めてもらうとなっているが、望ましいでなく条例に書いたらどうか。
- (委員) そこまですると縦覧期間の意味がなくなる。
- (委員) 縦覧期間は意見を出せる期間になる。あとは情報提供。望ましいでなく、もう少し強められないか検討してほしい。
今までは県が公表して縦覧して意見をもらっていたが、今後は事業者が公表して縦覧して意見提出は県とすることに手続を大きく変えることについては、インターネット公表の義務化と一緒にせずに番号を変えて整理してほしい。気になる問題は、1つ目は場所として県や市町の事務所での縦覧が望ましいのでそれをどうするか。最低限、地元市町で縦覧されるべきだ。2つ目は公表と縦覧は事業者なのに意見提出は県でいいのか。3つ目は公表方法。
- (事務局) 公表は、法と同じように公表する。市町広報や新聞。過去の事例では日刊5紙に載せた。
- (委員) わざわざ主体を変える意味はあるのか。
- (事務局) スタートラインを県公報にしていたが、タイミングにしばられていたので、事業者に公報以外で公告する方法の選択肢を増やす。
- (委員) 増やすことになるのか。日刊5紙にすぐに載せられるのか。2、3日のうちに載せられるのか。
- (事務局) 金をかければ載せられる。
- (委員) 最初に掲載された日が公告日なのでだいぶ早くなるか。
- (事務局) 公報は2～3週間先になる。法では事業者が主体である。

- (委員) 県が、事業者に公告せよと指導し、県に意見を言うということではないか。事業者に出すと意見が反映されない恐れがある。
- (委員) 事業者の手続になるなら事業者に意見を出すのが筋ではないか。
- (委員) 情報を出すのが事業者で、意見を事業者に出して事業者が判断するのはおかしいのではないか。縦覧場所も県が指示することも可能ではないか。
- (部会長) それはどこかに書かないといけない。法は全て事業者が行う。今の条例は全て県が行う。今度は事業者と県で分けて行うなどできるのか。
- (事務局) 条例で事業者に義務化して条例で県に意見もらうというようにきれいに切る。
- (委員) 縦覧する者が意見を聴くのがふつうだ。理論的にできるか考えておく。
- (委員) 住民にとってはどうか。
- (委員) 事業者に反対とは言いにくい。
- (委員) 事業者に意見を出すのはいいと思う。
- (事務局) 実質的に公報を見る人はいないので、県も事業者も記者発表する。
- (委員) 事業者を信用していないわけでないが、すべて事業者が行うとなっている法をどうにかできないのか。
- (委員) 法はアセスをするのは事業者で、ぜんぶとりまとめて持ってきたら国が意見を言うというもの。
- (事務局) 条例でもアセスをするのは事業者で、手続をコントロールするのが県。
- (委員) 性善説に立っている。
- (委員) アメリカではすべて行政が行っているが、日本では行政ですべてやるのはとても無理。事業者主体で、事業者だけだと信用できないので行政が関わっている。
- (事務局) 立入検査して県が指導するという他の環境関係法令と異なり、アセスだけは事業者がやることになっている。
- (委員) 従来から、法では事業者がやって国へもってくる。条例では事業者はアセス本体はするが、対住民関係は自治体主体でやってきたが、今回は法へ寄せようとしている。県か市町を縦覧場所として確保することは条例か施行規則で定めることにしたい。

(資料2について事務局から説明(事後監視調査))

- (委員) 条例対象も法対象もおおむね3年まで調査を行い、結果を知事に報告するということだが、追加で公表して住民意見をもらうのか。
- (事務局) 資料3のP7(2)に書いている。住民意見は法でも求めていないので条例でも求めない。
- (委員) 意見まででないにしても、何らかの事象に対して申し出をできることはないのか。
- (事務局) 何らかの事象が生じている場合には、供用開始後は公害苦情処理という通常業務に移る。

- (委員) 5年間は入らないのでは。
- (事務局) 公害苦情処理として、手続にはないが現実には入ってくる。
- (委員) 文書に対して意見を出す手続はしない。公表するだけで、問題が出たときはアセスの仕組みとは別にやるということ。
- 公表はインターネットだけか。
- (事務局) インターネットに30日間公表。義務づけは30日とし、実際は工事が終わるまでやってもらう。
- (委員) それが良いと思う。
- (委員) 調査の3年間義務づけして知事に報告することは異議なし。
- 気になったのは、公表はインターネットだけでよいか。紙も含めたらよいのでは。あと、30日でよいのか、次の年の報告書が出るまででよいのでは。
- (委員) 図書も薄いだろうし可能では。
- (事務局) インターネット公表はインターネットをしない人に叱られる。
- (委員) 今ある縦覧は次の段階へ進んで行くが、事後監視調査は次の段階がないので、縦覧と公表はちがう。
- (事務局) 紙は県へ来ても公開請求で見せられる。
- (委員) インターネットと、事業者の事務所で閲覧にしてはどうか。
- (委員) 閲覧者の氏名を書くことは必要か。縦覧と、いつでもどこでも見られるインターネットでは差がありすぎる。
- (事務局) 何人来たかわかる。何人来たか必ずきかれるので。
- (委員) 法対象事業も条例対象事業も概ね3年の事後調査を義務づけ、知事への提出と公表を義務づける。公表の方法はこれから詰めるということによいか。
- (事務局) インターネット等によりというようにしておく。
- (委員) 県で適切なやり方を決めればよい。
- (資料2について事務局から説明(説明会、要約書))
- 異議なし。
- (資料3について事務局から説明)
- (委員) P5は何を公表するのか。意見か、意見の概要か、意見に対する考え方も付けるのか。
- (事務局) 意見そのものと考えている。
- (委員) 意見は何で出すのか。
- (事務局) 紙。
- (委員) 公表は何ですか。
- (事務局) 決めていない。
- (委員) 意見に対する考え方があったほうがいいが、公表がいつになるかわからない。
- (事務局) それだと概要書提出に近い時期に公表されるかもしれない。

(委員) 早く公表してもらわないと意味がないので、意見をすみやかにとりまとめて公表するなら意見の概要でいいと思う。

(委員) 読んでわかりやすいのは概要。ただ、丸め方によって印象が変わってしまう。

(事務局) パブコメの公表の方法等を併せて確認しておく。

(委員) 部会ではこのような意見があったということで、事務局で検討していただければよい。

P5～6の公表の方法はわかりやすくしたほうがよい。資料3のとりまとめ案について、私と事務局で総会までに修正等の対応をしたい。

とりまとめ案について、ご意見あれば週中に意見を事務局へ連絡してほしい。

〔終了〕